

鎌ヶ谷市地域防災計画（令和5年度改訂）の概要

1 改訂の経過、背景

鎌ヶ谷市地域防災計画は、平成24年度に防災基礎調査を実施し、平成25年度に被害想定の変更を伴う大幅な見直しを行いました。その後、平成29年度には災害対策基本法の改正、関連法令の改正に伴う上位計画との整合を図るとともに、市の組織改正を踏まえた災害対策本部の組織、事務分掌等の見直しを行い、現在に至っています。

平成29年度の改訂以降、南海トラフ地震臨時情報の運用開始、東海地震に関連する情報の発表の停止、水防法の改正、土砂災害防止法の改正が行われ、令和3年5月には、災害対策基本法の改正により、避難勧告と避難指示が一本化されるなど頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等を図るための措置が講じられたところです。

鎌ヶ谷市といたしましては、これら関連法等の改正との整合を図るため、鎌ヶ谷市地域防災計画の改訂を行うものです。

2 改訂の方針

(1) 災害対策基本法関連

- ・避難勧告・避難指示の一本化に関する事項について修正します。(第60条)
- ・避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化に関する事項を修正します。(第49条の14)
- ・広域避難に係る協議規定について修正します。(第61条の4、5、6)

(2) 水防法、土砂災害防止法関連

- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施の義務化に関する事項の修正をします。(水防法第15条の3、土砂法第8条の2)
- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設。）の名称及び所在地の掲載に関する事項について予想される浸水深や施設の構造、利用状況等を踏まえて検討し、所要の修正を行います。(水防法第15条の3、土砂法第8条)

3 主な修正事項

1 災害対策基本法の改正に伴う修正事項

(1) 避難勧告、避難指示の一本化 【本編 地震編第2章第6節、風水害等編第2章第7節他多数の修正箇所あり】

避難勧告に関する文言の避難勧告等（避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に修正しました。

(2) 避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）作成の努力義務化 【本編 地震編第2章第6節、風水害等編第2章第7節】

避難行動要支援者については、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努めることを明記しました。

(3) 広域避難に係る協議規定について修正 【本編 地震編第3章第4節、風水害等編第3章第4節】

広域避難の協議、受入れについて、県内他市町村の場合、県外他市町村の場合、緊急時の場合について修正しました。

2 土砂災害防止法・水防法の改正に伴う修正事項

(1) 土砂災害警戒区域の追加箇所の明記 【資料編 資料-5-2】

土砂災害警戒区域4箇所等を追加するとともに土砂災害警戒情報の発表基準、避難基準、避難場所を明記しました。

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地の明記 【資料編 資料-5-6】

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地を明記しました。